

愛知県における環境影響評価制度のあり方について

1 概要

平成 23 年 7 月 27 日、知事から環境審議会に対し「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」諮問があり（別紙 1 参照）、総合政策部会にその審議が付託された。

総合政策部会では、これまで 3 回にわたり審議を重ね、今年度中に中間取りまとめを行うこととしている。

2 諮問の背景

(1) 愛知県における環境影響評価制度

本県における環境影響評価制度は、平成 11 年 6 月から完全施行された環境影響評価法（以下「法」という。）及び愛知県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を一体的に運用することにより形成されている。

現在の環境影響評価制度は、環境に関する重要な施策として定着し、環境の保全に配慮した事業の実施の確保に一定の成果を挙げてきた。

(2) 環境影響評価法の一部改正

国においては、法施行後 10 年を経て生じた様々な課題に対応するため、平成 23 年 4 月に法を改正し、平成 25 年 4 月 1 日に完全施行の予定である。

改正法には、事業の計画段階において環境の保全のために配慮すべき事項を検討する制度等が新たに盛り込まれた。（別紙 2 参照）

<主な改正事項>

- ・ 計画段階配慮書の手続の新設
- ・ 方法書における説明会の開催の義務化
- ・ 方法書、準備書及び評価書の電子縦覧の義務化
- ・ 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

今回の諮問では、法の改正を踏まえた本県の環境影響評価制度のあり方について意見が求められている。

3 検討経緯及び今後のスケジュール案

第 1 回（H23. 9. 12） 現状・課題の整理等

第 2 回（H23. 12. 19） 対応案の検討

第 3 回（H24. 2. 28） 中間取りまとめ案の検討

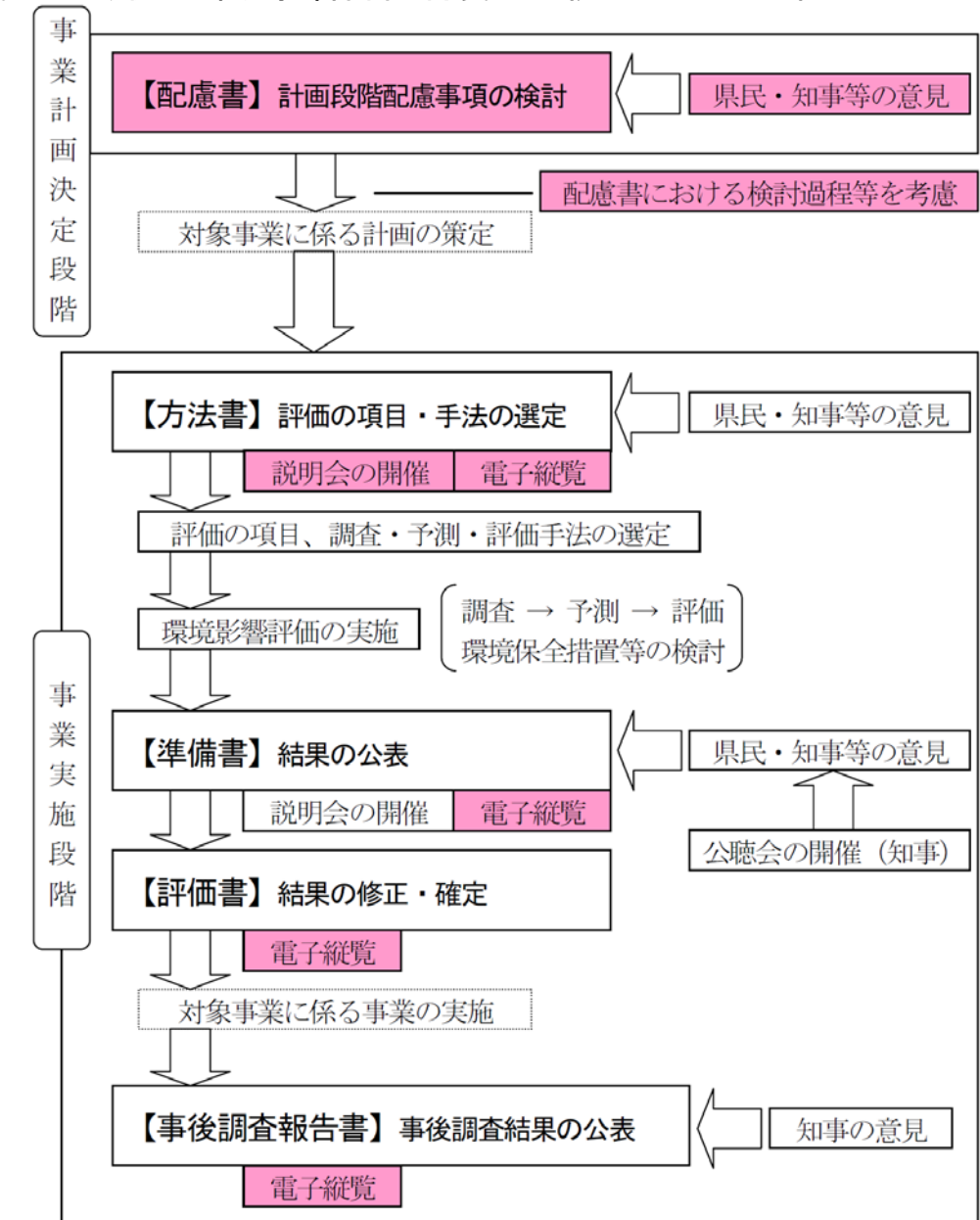
第 4 回（H24. 3. 28） 中間取りまとめ

H24. 4 中旬～5 中旬 パブリックコメント

第 5 回（H24. 6 頃） 答申※

※ 環境審議会の答申については、愛知県環境審議会条例第 8 条第 5 項及び愛知県環境審議会運営規程第 5 条第 1 項の規程に基づき、専門部会である総合政策部会の決議をもって審議会の答申とされます。

(参考) 今後の環境影響評価制度の手続のイメージ案



※網掛けが現行制度からの変更事項